

内容		訂正前	パブリックコメント	訂正後	
第5章 介護保険事業計画	51ページ	短期入所生活介護	<p><現状と課題> 利用状況をみると、定期的に何度も利用する人と施設の入所待ちをしている段階で、仮入所的に利用している人がいます。このサービスは在宅での生活を続けていくための介護サービスであり、今後は適正な運用が図られるように、指導していく必要があります。</p>	在宅介護者の負担軽減のための適正な運用が図られています。	<p><現状と課題> このサービスは在宅での生活を続けていくための介護者への負担を軽減することのできるサービスであり、在宅を支援するために重要なサービスとなりますが、施設での入所待ちをしている段階で、長期で利用している状況もあります。</p> <p><今後の方策> * 要介護者等の在宅介護を推進する観点から、利用が適正に行われるようケアマネジャーとの連携を実施していきます。</p>
			<p><現状と課題> 緊急ニーズに対応するための事業者間のネットワーク体制の情報交換が不可欠です。</p>	民間レベルではすでに行われています。	貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。
	57ページ	24時間定期巡回・随時対応型訪問看護介護	<p><今後の方策> 本町においては、整備予定はありません。</p>	国の24年度改正の重要施策です。保険者としていかがなものかと思えます。	<p><今後の方策> * 新設されたサービスとなります。現在整備予定はありませんが、在宅での生活を支援するために整備を検討していきます。</p>
		夜間対応型訪問介護	<p><今後の方策> 人口規模が20万人から30万人規模の市町村を想定したサービスであることから、本町においては、整備予定はありません。</p>	中学校区を単位で行うサービスのはずではないですか。本件も24年度改正の国の重要施策です。	<p><今後の方策> * 現在整備予定はありませんが、在宅での生活を支援するために整備を検討していきます。</p>
60ページ	複合型サービス		「複合サービス」についての記載がありません。本件も24年度介護保険法改正の重要施策のほうです。	<p><サービスの概要> 小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を有した複合型のサービスです。利用者の状態に応じ、通い・泊まり・訪問(介護・看護)サービスを柔軟に提供するサービスです。</p> <p><今後の方策> * 新設されたサービスとなります。当町においては、第5期介護保険事業計画期間中、整備を予定しておりません。</p>	